

介護保険制度の改正

28年度の主な変更点などをお知らせします

今回の介護保険制度改正では、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、介護・医療・生活支援・介護予防の充実や、制度を維持していくための費用負担の公平性が図られています。

今号では、28年度の主な変更点などをお知らせします。詳しくは介護福祉課 ☎470・7750 または ☎470・7818 へ。

4月からの変更点

◎65歳以上の方(第1号被保険者)が交通事故などに遭ったとき

65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)が、交通事故などの第三者の行為に起因して介護保険サービスを受ける際は、保険者(市区町村)

への届け出が必要になります。

この場合、介護保険サービスの提供に掛かった費用は、加害者(第三者)の負担が原則ですが、求償に時間を要するため、一時的に介護保険で保険者負担額の給付を行い、後日、被害を受けた方に代わって、市が加害者(第三者)へ請求することになります。

◎地域密着型通所介護(「デイサービス」)の創設

小規模な通所介護事業所(利用定員19人未満)は、「地域密着型通所介護」が創設され、地域密着型サービスとして移行(介護予防通所介護は除く)されました。

今回の改正は、市町村が、少数で生活圏域に密着したサービスとして地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、整合性のあるサービス基盤の整備と、地域との連携や運営の透明性の確保を目的としています。これに伴い指定権者(新規申請や変更の届け出先)が都から市に権限移譲され、利用者は、原則として事業所所在地の被保険者または住所所在地に居住する他市住所持特例者のみとなりました。

なお、3月31日において、

8月のサービス利用分からの変更点など

◎介護保険施設利用時の「食費」「居住費(部屋代)」の負担軽減の支給要件の見直し

介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)やショートステイを利用する方の「食費」「居住費(部屋代)」は、本人による負担が原則ですが、所得の低い世帯(市民税・都民税が非課税の世帯)の方は所得に応じて、食費・部屋代の自己負担の限度額が設けられています。自宅暮らしの方、保険料を負担する方、高齢年金を受給している方の公平性を高めるため、昨年8月に支給要件が見直され(※1)、今年8月から次の支給要件が加わります。

※1 27年8月の支給要件の見直し

①住民票上の世帯が異なる(世帯分離している)場合の配偶者が市民税・都民税非課税であること

②預貯金などが単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下であること。

◎「第2段階」「第3段階」の方の支給要件の見直し

食費・部屋代の負担軽減措置の利用者負担段階(負担限度額)の判定に、非課税年金(遺族年金、障害年金)を収入として算定するよう見直されます。

これにより現在、市民税・都民税が非課税の世帯で、利用者負担段階が第2段階の方のうち、非課税年金を一定額受給している場合は、利用者



負担段階が第3段階になる場合があります(下表参照)。

※非課税年金とは、社会保障料を拠出した対価として払われる国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指します。「申慰金」や「給付金」は含まれません。非課税年金額の把握については、年金保険者から市に情報提供がされるとともに、負担限度額認定申請の際に申告していただく見込みです。

なお、適用期間内でも、世帯内で転入・転出があった場合や所得の更正があった場合は、負担割合が「1割から」2割、または「2割」から「1割」に変更になることがあり、その場合は新しい「負担割合」をお届けします。

27年度の介護保険制度改正により、65歳以上の方(第1号被保険者)が介護サービスを利用したときの利用者負担は、所得に応じて、「1割」または「2割」の負担割合となります。要介護(支援)認定を受けた全ての方に負担割合を表示した「介護保険負担割合証」を交付しています。介護サービスを利用する際は、介護保険の「被保険者証」(緑色)と「負担割合証」をケアマネジャーに提示してください。

8月の申請の手続きは、広報6月15日号でお知らせします。

◎「介護保険負担割合証」は毎年8月1日を基準日として更新(一斉更新)

現在の「負担割合証(黄色)」の適用期間は、28年7月31日です。8月1日から使用する「負担割合証(水色)」は7月

末までに郵送します。

介護保険施設における1日当たりの段階別利用者負担限度額 (円)

区分段階	利用者負担段階	食費	居住費(部屋代)			
			ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室(※3)	多床室(※3)
所得区分	基準費用額(※2)	1,380	1,970	1,640	1,150 (1,640)	840 (370)
世帯課税者	第4段階	軽減なし(施設との契約額を支払います)				
住民税 世帯非課税者	第3段階	650	1,310	1,310	820 (1,310)	370
	第2段階	390	820	490	420 (490)	370
	第1段階	300	820	490	320 (490)	0

(※2) 基準費用額とは、施設の平均的な費用を基に国が算定したものです。
(※3) カッコ内は介護老人保健施設および介護療養型医療施設の場合です。

「28年経済センサス活動調査」にご協力ください

国・都道府県および市による調査

総務省と経済産業省では、全国全ての産業分野における事業所・企業の経済活動の状況を地域別に明らかにすることを目的として「平成28年経済センサス活動調査」(28年6月1日基準日)を実施します。

この調査は、国が行う調査の中でも特に重要で、大規模な統計調査です。

調査結果は、国の各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化など地域行政の基礎資料として活用されます。

調査は、「調査員による調査」と「国・都道府県および市による調査」の方法で行います。

いずれの調査も、インターネットで回答できますので、ぜひご利用ください。

回答内容は、統計法に定められた利用目的以外(例えば徴収資料など)に使用することはありませんので、安心してご回答ください。

調査員による調査

問い合わせ先

都知事から任命された調査員が、主に「単独事業所」(新設された事業所)を訪問して調査を行います。

【調査票配布期間】5月20日(金)～31日(火)

※6月1日(水)以降に回収に伺います。

【注意】腕章および調査員証を携行しますので、ご確認ください。

津波・高潮などにより重大な災害が発生する恐れがある場合、警報を発表して警戒を呼びかけますが、この警報の基準を超える豪雨や大津波などが予想される場合は「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかけます。周囲の状況市から発表される避難指示などの情報に留意し、命を守るための行動を取ってください。詳しくは東久留米消防署 防課防火査察係 ☎471・0119 (内線521) へ。



「タレントキャラクター」
「タレントキャラクター」
「タレントキャラクター」

台風・大雨に備えましょう

昨年の日本への台風接近数は、平年を上回る13個でした。台風がもたらす大量の雨は、短時間のうちに広い範囲に降るため、河川の増水などにより、水害の発生恐れがあります。

台風が来る前、大雨が降る前に次のように備えましょう。

◎事前の備えについて

窓は鍵を掛け、雨戸を閉めて、必要に応じて補強する

側溝や排水口は掃除して、水はけを良くする

風が飛ばされそうな物は固定したり、家の中へ収納する

非常用品を

準備する(懐中電灯、携帯ラジオ、救急薬品、衣類、非常用食品、貴重品など)

飛散防止フィルムなどを窓に貼ったり、万が一の飛来物に備えてカーテンやブラインドを下ろす

断水に備え、水を確保する

◎特別警報について

気象庁では、大雨・地震・

《今号の主な内容》

- 軽自動車税の納期限は5月31日(火)です
- 施策成果アンケート調査の結果がまとまりました
- 民生委員・児童委員PRイベントを開催します
- 東久留米駅構内の「市民ギャラリー」がリニューアルしました

2面
3面
4面
6面